

さいたま市告示第1416号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和7年9月1日

さいたま市長 清水勇人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第425号	しづく設計	さいたま市桜区西堀7-18-30 コーポフジ201	山野直人
第1003号	株式会社 大雅	南埼玉郡宮代町姫宮49	保田雅美
第1004号	株式会社 ケープラミング	鴻巣市箕田3902-1	宮下健

2 指定基準

- (1) 責任技術者が1人以上選任されていること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 埼玉県内に営業所があること。
- (4) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 工事業者（法人にあっては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 工事業者（法人にあっては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 工事業者（法人にあっては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 法人で、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間

令和7年9月1日から令和11年3月31日まで

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- (2) 電話 048（829）1559